

議案第62号

多可町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

多可町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町印鑑条例（平成17年多可町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町に」を「本町が備える住民基本台帳に」に改める。

第4条第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同号ただし書中「にあつては、」を「が」に、「表していないもの」を「表されている印鑑により登録を受けようとする場合を除く。」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

多可町印鑑条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により本町に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。</u>以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民にあっては、<u>住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、通称又は片仮名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>）</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により本町が備える<u>住民基本台帳に記録されている</u>者は、1人1個に限り印鑑の登録をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。</u>以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。</u>以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が<u>住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合を除く。</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏、通称又は片仮名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>